

開催結果報告

| | |
|------|--|
| 名 称 | 自治基本条例を考える会（12月13日開催） |
| 開催日時 | 平成26年12月13日（土）17時30分～19時30分 |
| 開催場所 | 朝霞市中央公民館・コミュニティーセンター 第2集会室 |
| 参加者数 | 17人 |
| 要 旨 | <p>【内容】</p> <p>1 勉強会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝霞の総合振興計画の概要とその役割や運用について、朝霞市政策企画課の職員に講義してもらいました。その後、質疑等を行い、知識を深め合いました。 <p>2 ワークショップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4つのグループに分かれ、5月10日に実施した「“市民が主役”のまちづくりをするための講演会～新しい自治基本条例からまちづくりを考える～」の講演会録を再度読み込み、各々が感じたことや学んだこと、もっと勉強すべき点などについて、ワークショップ形式で議論しました。 <p>以下はワークショップでの意見の一部です。</p> <p>【グループA】</p> <p>～学んだこと、わかったこと～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例に規定すれば、市の基本となる計画を策定する時、市民の声を反映させる根拠とすることができる。 ・市民も権利だけでなく、責任に対する自覚も必要である。 ・条例を制定すれば、市長や議員、職員が代わっても市の基本方針が変わることはない。 <p>～わからないこと、もっと知りたいこと～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・能動的な市民づくりを具体的にどのように生み出すか。 ・鹿沼市の条例作りについても知りたい。 ・朝霞らしいオンリーワンの条例とはどのようなものか。 ・自治基本条例を制定する前と後での違いを知りたい。 <p>【グループB】</p> <p>～現状と課題～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会と自治基本条例の違いが分からないのではないか。 ・市の会議構成で、公募委員が少ないのではないか。 ・緊急時の独自の行動の根拠として、自治基本条例が使える。 |

| | |
|-------------|---|
| | <p>【グループC】</p> <p>～考えたこと～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理想的な自治を想定して、その実現を図るために条例が必要である。 ・役に立つ条例とは何かを考えなくてはならない。 ・市民の意見というが、市民とは誰の事かを明確にする必要がある。 <p>【グループD】</p> <p>～どんな条例にしたいか～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演で、他市の条例等を見ず、朝霞市独自の条例を考える必要があるとおっしゃっていたが、知識を広げるためにも他市の条例も研究したい。 ・弱者を助けるような条例を作りたい。 ・市ではどんな条例があったらいいかという意見を出し合う。 ・まち作りに市民の意見が反映されるような条例にしたい。 ・共助の精神が大事である。 |
| <p>次回予定</p> | <p>日時：1月17日（土）午後5時30分から午後7時30分まで 場所：中央公民館・コミュニティーセンター2階 学習室 内容：栃木県鹿沼市が自治基本条例を制定したときに担当として業務に当たられていた職員を招いて講義をしてもらう。</p> |

